

八千代町へお住まいになる 新婚家庭の住まいをサポートします！

月額

1 万円

新婚家庭家賃助成事業

助成金の概要 平成28年4月1日以降に、新たに八千代町内の民間賃貸住宅の契約をし、入居した新婚家庭の方に家賃の一部を助成します。

【対象となる方】

以下のすべての要件を満たしている方が対象となります。

- ① 平成28年4月1日以降に、新たに町内の民間賃貸住宅の契約をし、入居した方。
- ② 申請日に夫婦ともに当該民間賃貸住宅所在地に住所登録があること。
- ③ 婚姻後3年以内であること。
- ④ 婚姻時に夫婦ともに40歳未満であること。
- ⑤ 夫婦の前年の合計総所得が730万円未満であること。
- ⑥ 家賃が5万円以上の物件であること。
- ⑦ 家賃を滞納していないこと。
- ⑧ 家賃について他の助成制度を受けていないこと。
- ⑨ 八千代町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと。

【助成を受けられる期間】

申請した月の翌月の家賃支払分から**最大36ヶ月間**

【申請方法】

必要な書類をまちづくり推進課窓口へ提出してください。

【問い合わせ先】

八千代町役場 秘書公室 まちづくり推進課 地方創生係

〒300-3592 結城郡八千代町菅谷1170番地 TEL. 0296-48-1111



八千代町新婚家庭家賃助成金交付手続の流れ

平成 28 年 4 月 1 日以降に、町内の民間賃貸住宅に入居する新婚家庭の方に助成します。
※申請日前3年以内に婚姻届をした方で、夫婦とも婚姻届時に40歳未満の方が対象です。
※家賃が5万円以上の賃貸住宅が対象となります。

賃貸契約をして入居する。

入居した住宅に住民登録をする。

○ 申請に必要な書類を、まちづくり推進課 地方創生係へ提出してください。

【必要となる書類】

- ① 八千代町新婚家庭家賃助成金交付申請書（様式第1号）
- ② 戸籍全部事項証明書
- ③ 承諾書（様式第2号）
- ④ 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し（契約日、契約者、家賃及び家賃支払時期が分かるもの）
- ⑤ 家賃内訳証明書（様式第3号。賃貸借契約書で家賃の内訳が不明確な場合に限る）
- ⑥ 住宅手当支給証明書（様式第4号。住宅手当を支給されている場合）

○ 町において、申請書類の審査および申請者の調査（納税状況等）を行います。

○ 申請者に、八千代町新婚家庭家賃助成金交付決定通知を送付します。

○ 交付決定通知を受けとった方は、交付申請書に記載の助成金支払方法に応じて請求書を町へ提出してください。

【添付書類】 ①家賃納入証明書（様式第8号）又は家賃の支払が確認できる書類

○ 指定された口座に、当該年度分の助成金を振り込みます。

【注意事項】

- ①毎年度4月末日までに現況届けを提出してください。
- ②町内に転居した場合や資格が喪失した場合、提出書類の変更等があった場合は、速やかに助成金変更届けを提出してください。
- ③助成金の交付を受けてから3年間は、住民登録や税務に関する資料を調査・閲覧します。
- ④支給対象者として要件を満たさないことが明らかになったときは、返還請求いたします。